

第7回平成19年3月定例会会議録(第3号)

招集年月日 平成19年3月14日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ~ 午後2時10分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	11番	勢旗毅
2番	畠山伸枝	12番	多田正成
3番	上山光正	13番	服部博和
4番	廣野安樹	14番	有吉正
5番	小林庸夫	15番	谷口忠弘
6番	家城功	16番	森本敏軌
7番	伊藤幸男	17番	今田博文
8番	浪江郁雄	18番	糸井満雄
9番	井田義之		

2. 欠席議員

10番 赤松孝一

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 森下 文夫 書記 植松 ひろ子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
助役	堀口 卓也	教育長	垣中 均
総務課長	大下 修	教育委員長	白杉 直久
企画財政課主幹	奥野 稔	商工観光課長	太田 明
岩滝地域振興課長	小林 哲也	農林課長	山崎 信之
野田川地域振興課長	平野 勝彦	教育推進課長	土田 清司
加悦地域振興長	和田 茂	教育次長	鈴木 雅之
税務課長	和田 茂雄	下水道課長	小西 忠一
住民環境課長	藤原 清隆	水道課長	芋田 政志
会計室長	金谷 肇	保健課長	佐賀 義之
建設課長	坂本 典男	福祉課長	岡田 康利

5 . 議事日程
日程第 1

一般質問

6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(糸井満雄) おはようございます。ご苦労さんです。

まず本日、赤松議員から病気のため欠席の申し出がありました。あわせて一般質問の取り下げの申し出がありましたので、ご報告いたします。

なお、吉田企画財政課長は病気治療のため奥野主幹が出席しておりますので、あわせて報告をいたしておきます。

ただいまの出席議員は17人であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

昨日に引き続き一般質問を続行します。

まず、2番、畠山伸枝議員の一般質問を許します。

2番、畠山伸枝議員。

2番(畠山伸枝) おはようございます。

通告に従いまして一般質問を行います。

私は就学援助を受けやすくして、子供の教育の保障というのと、競争と格差を広げる全国一斉学力テスト、個人情報保護の観点からも重大、この2点について質問を行います。

まず最初ですが、不安定雇用が増大する中、就学援助を受ける児童生徒がふえております。文部科学省の資料によりますと、2004年の時点で133万7,000人、生徒総数に対する比率は12.8%になるということです。宮津市では資格要件が生活保護基準の1.5倍でしたが1.3倍に引き下げられました。財政危機を理由に各自治体でこのような引き下げが行われております。

しかし、この与謝野町では、そういったわかりやすい基準がありません。町民税が非課税であるかどうかとかではなく、例えば給与所得が幾らならば受けられるなどの基準を明確にして、保護者の方たちに申請をしやすくするべきだと思います。そうでないと苦しい生活ではあっても、資格があるかどうかの判断ができません。民生児童委員を通すのではなく、明確な基準で決めるべきです。どうしても民生児童委員に入っていた場合、せめて委員の方にだけでも基準を示していただきたい。これは初めて民生委員になった方が、私は長い間勤めていたので、近所の人々がどんな状況かは全く知らないし、どうしたらいいかわからない、このように言って困っておられました。この点ははっきりしていただきたいと思っております。

現在の与謝野町の基準である町民税が非課税の方であれば4人家族の場合、給与収入197万円となり、生活保護の7割にしかありません。また、国保税減免の場合でも給与所得238万円で生活保護基準の8割にしかありません。これでは教育を受ける権利が危ぶまれます。母子家庭が大変ふえているとの指摘もありますが、この方たちが低所得であれば準要保護の適用があります。しかし、父子家庭はどうでしょうか。また両親がそろっていても、いつも健康で、十分な収入があるというわけではありません。

マスコミでは景気が上向き回復した、神武以来の景気だとか言っておりますが、そしてまた税収も都会では上がっているようですが、この丹後地方では景気が上向いていると感じている人は

ほとんどおられない、このように言ってもいい状況です。そんな中でも、子供たちだけには分け隔てなく教育を受けさせたい、こう願うのは親だけではなく、周りの大人たちも同じではないでしょうか。すべての子供に教育を保障することは、将来の日本のためでもあり、また大人の責任ではないでしょうか。ましてや教育行政に携わる方たちにとっては、それ以上の思いがおりになると信じております。そうであれば生活保護世帯に準ずる家庭の子供にも援助をして、十分な教育を保障すべきと考えます。そのためには基準をわかりやすく、明確にするべきだと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

続きまして、格差と競争を広げる全国一斉学力テストの方の質問に移ります。

文部科学省は全国一斉学力テスト実施を予定しておりますが、採点、集計を民間の業者に委託することになっております。塾に通っているかどうかなどの個人情報を含め、100項目近い質問の回答などの個人情報特定の企業に流出することになります。また、当然のことですが、個人情報を文部科学省が一手に握ることになります。委託先は進研ゼミで知られるベネッセコーポレーション、中学校はNTTデータが教育測定研究所、旺文社グループと提携して当たるということです。個人情報保護に照らして、人権侵害に当たるのではないのでしょうか。もちろん競争教育に拍車をかけ、子供と学校の序列化を進めることになることが心配されます。今、いじめ根絶の取り組みが全国的な課題になっておりますが、いじめを一層助長されることが懸念されます。

12月の一般質問でも申し上げましたが、学力テストの結果で学校間の格差をつける、このことが検討されております。よい学校と悪い学校に分けて、よい学校にはたくさんのお金を出し、悪い学校には少なく出す。このような金額の差をつけてふるい分ける、このようなことはあってはならないことです。子供たちがどれほど傷つくのでしょうか。今、いじめ根絶の取り組みが全国的な課題となっておりますが、一層助長されることが懸念されます。全国一斉学力テストへの参加については保護者にも事前に説明して、了解を得た上で参加、不参加を学校、または教育委員会で判断する、こういうことでよいのではないのでしょうか。上からの押しつけでやらざるを得ないのででしょうか。教育委員会での独自の判断を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上で、第1回の質問とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 答弁を求めます。

垣中教育長。

教育長（垣中 均） おはようございます。

畠山議員の私へのご質問に答弁させていただきます。

まず、就学援助の申請をするためには基準を明確にさせていただきたいという、そういう質問でございますけど、この件につきましては、以前、本議会におきましても同じく畠山議員からご質問がございました。与謝野町教育委員会といたしましては、基準を設けるつもりはございません。その後も教育委員会の中で検討をさせていただきましたけれども、基準を設けるということにつきましては、以前申し上げましたような理由から基準は必要ないと、そのような見解を持っております。

改めて申しますと、確かに数字というものは客観性があります。しかし、同時に融通はききません。そして一方言えば、非常にクールなものです。いわゆる情の入るものもありません。したがって、以前申しましたように、事務処理においては至って便利なものになります。一方、

先ほど議員さんご指摘のように、確かに現在、子どもが基準として保護者の方々に明示している文面でいきますと、確かに抽象的だと言えば抽象的です、ファジーと言えばファジーです。しかし、そこに裁量の余地があると思っております。したがって、子どもはそのファジーであるところに子供たちが安心して教育を受けれる権利が保障できるチャンスがあると、そのように思っております。

それから、次の全国一斉学力テストにつきましての参加につきまして、保護者の了解を得た上で参加をすべきだと、そのようなご質問でございますけれど、既にこの件につきましては参加の申し込みの期限が過ぎておりますので、当教育委員会におきましては参加の申し込みをいたしましたところでございます。なお、この実施につきましては、各学校において保護者にその趣旨と周知徹底をしております。

なお、この全国学力テストにつきましては、改めて申すまでもございませぬけれど趣旨といたしましては、調査の目的でございますけれど、全国的な義務教育の機会均等と水準向上のため、児童生徒の学力、学習状況を把握、分析することにより教育の結果を検証し改善を図る。

そしてもう一つは、各教育委員会、学校等が全国的な状況との関係において、みずからの教育の結果を把握し改善を図るということになっております。

したがって、子ども教育委員会といたしましては、教育施策を推進していく上で実態の把握というのは、基礎的な要件だと思っております。特に、全国の中におけるその水準というものを把握していくことは非常に大切なことだと、そのように考えております。つまり独善的にならないと、その一つの歯どめにもなることだと、そのように思っております。

そのような観点から、当教育委員会におきましてもこの学力テスト、学力テストじゃなしに学力調査でございますけれど、これに参加を申し込んでいるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 畠山議員。

2 番（畠山伸枝） ただいまの答弁ですと、前から全く前に進んでいない、私が考えるには進歩をしていないということで、基準を設けるつもりはないということをはっきりおっしゃったわけですが、がっかりしております。

民生委員の方はいろんな方がおられて、長年、近所とのつながりのある方もありますけれども、長いことお勤めをされていて、近所の方を全く知らない方もあるわけですね。民生委員としての講習も受けられるわけですが、とにかくどんなご家庭なのかがわからないということが一つあります。そして基準を設けない方が、情というものが伝わると、ファジーであるところに裁量の余地があるというおっしゃり方をされたわけですが、それが大変難しいということをおきたいと思っております。

この近辺の宮津市の議員さんが、資料を宮津市から集めて計算をされましたんですけれども、就学援助を受けている生徒の推移が、小学校での調査ですが、平成7年から18年の間に7%から18.4%になっている、大幅にふえています。与謝野町は平成18年でも10.8%と、11%にもなっておりません。与謝野町の町民が生活が豊かであるという結果ならば、非常にうれしいことだと思うのですが、私はこの差は、わかりやすい基準があるかないかの差だと思っております。

きのう有吉議員も言われましたが、旧加悦町、野田川町、岩滝町は、3町とも宮津市よりも所得が低いということをおっしゃってありました。また、与謝野町は母子家庭が多いと指摘される方もあるのですが、そうであれば、なおさらそれ以外のご家庭ではほとんど受けることができない、こういう状態だと思います。

そして、また民主商工会という団体があるんですけども、その調査によりますと京都府の民主商工会の加盟している業者の年間所得は200万円以下の業者が56%もおられる。京都府は中小企業が多いところだと私は思っております。それぞれ伝統を持った産業であることが多いわけですけども、そういう業者が立ち行かない、こういうような構造的な不況になっていると思われま。

そんな中であっても、子供たちに教育を保障するのが大人の責任です。子供には教育を受ける権利があるのです。現在の基準に基づく、つまり町民税が非課税であるとか、そういう基準ですけども、せめて生活保護基準以下の家庭の子供であれば、父子家庭も含めて全員が安心して就学援助を受け、そして教育が受けられるような制度に改善することを求めたいと思います。多分、答弁いただいても同じことだとは思いますが、ほかに何かいい答弁がありましたらお願いしたいと思います。

それともう一つ、競争と格差の方ですけども、府教委でも京都府での一斉学力テストを今までから行っておりましたけれども、点数引き上げ競争が既に行われているとの指摘があります。この地域の学校でも行われていると思われま。きょうはプレテストであったとか、子供たちの口からも聞いたことがあります。一体何回するんだろうというので、ほっといたら勉強しないから、きばってプレテストでも何でもしてちょうだいと私は言っていたんですけども、よその学校と比べるのでなく、独自のテストで本当の学力をはかることはできないでしょうか。

先ほど独善的になるというようなお言葉もありましたけれども、とにかく比べる、全国のどの位置にあるのか、京都府のどの位置にあるのか。こんなことばかりしていて、本当の学力がつかどうかは大変疑問に思いま。テスト中心主義から、そろそろ脱却するときではないでしょうか。

また、今予定されている全国一斉学力テストにつきましては、特定の企業に個人情報すべて流出すること。あわせて生徒の間に競争を持ち込むことになることから、大きな問題があることを指摘しておきたいと思いま。

議長（糸井満雄） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） いいお答えかどうかわかりませんが、とりあえず答弁をさせていただきます。

先ほど就学援助の認定に関してでございますけれど、民生委員さんが把握しにくいということをおっしゃっておられたわけですけど、私どもとしましてはあえて民生委員さんのやつを、今、必ずもらえとはいうようには扱ってないとしております。それから、むしろ学校の方の意見の方を尊重させていただいております。そしてまた学校の方には、できるだけ経済的に苦しいというような実態がある場合には、この制度を申請するように保護者の方に知らせるようというようにもしております。それをつけ加えておきま。

それから全国的に認定がふえてるということでございますけれど、当町においてもふえてることも事実でございます。ちなみに申し上げておきまけれど、17年度が小学校で、全児童に対

する比でございます、10.7%、中学校で11.89%、ならしまして11.15%です。18年度が小学校で10.88%、それから中学校で12.6%、ならしまして11.51%と、若干だと言えは若干かもしれませんけれど、2,535人のうちの11.51%でございます。ふえていることは、もう事実でございます。

それからまた、じゃあその基準が明確でないから申請が少ないんだということは、これは見解だろうと、そのように思います。しかし、私はそれがすべてであるというふうには思いません。18年度につきましても、それから過去におきましても多く認定申請がございます。しかし町民税をかなり多くの額を納めている、そうした家庭がございます。だからそれもそれはある意味では、基準があればそういう人はしないかもしれません。しかし、それは一方と言えば、基準がないから申請がしてないという、そういう論拠の裏返しでもあると、そのように思っております。

そんなことから考えていきまして、申請してきたものにつきましても18年度につきましても新規の申請者の73.52%は認定させていただいております。当然、前年度に認定したもの、そしてそれが継続されているものは省いております。したがって、私自身が数値的な基準がないから認定申請がしにくいということを断定することは、私はいささか問題があるんじゃないかと、そのように思っています。

それから、次に全国学力調査に関してでございますけれども序列化、確かに昭和30年代、全国学力テストがございました。特に愛媛県におきまして学校の序列化、競争がございました。その行き過ぎで学力テストが廃止されております。したがって、文部科学省につきましても、そうした学校間の競争、それから序列化を促すような、そうしたことは避けると言っています。したがって、テスト結果の公表につきましても都道府県、それから市町村だけでございます。その点につきましても、前の轍を踏まないように文部科学省の方も慎重に実施要綱で定めております。

それから、また個人情報の問題が出ましたですけれども、これは確かにご指摘のとおり名前を書かせます。これにつきましても、テストの結果を子供たちに返すがためでございます。テストの調査をやりっ放し、だれでも結果は気になります。したがって、それを返すためには、やはり名前が必要です。そのために名前を記入させることになっております。

その個人情報が、じゃあ流出するおそれがあるということでございますけれども、その点に関しましては、衆議院の文部科学委員会で共産党の石井郁子議員さんが文部科学省とのやりとりでやっております。そこで一定の国の見解は出ております。

確かに2業者です。ご指摘のとおり小学校はベネッセコーポレーション、それから中学校はNTTデータが取り扱うことになっております。それらの個人情報保護法を遵守するという、そのことで契約を結んでおります。目的以外にこのデータを用いないと、そういう契約を交わしております。契約は、やはり私は互いの信義の上で成り立つものだと思っておりますので、それを信じております。

以上でございます。

- 議長（糸井満雄） 畠山議員。
- 2 番（畠山伸枝） 今のご答弁で、民生委員の助言は必ずしも必要ではないと。学校の意見を尊重するというような話でした。経済的に苦しいときには、そういうご家庭には申請をするようにして

いるということでしたので、先生と生徒なり、その家庭の間には、ある程度のわかり合える部分というか、そういうことはあると思いますので、そういう先生であってほしいわけですし、そういう指導をしていただいて、ほかの子供にも今はわからないようにちゃんとされてると思いますけれども、きちっと対応していただきたいというふうに思います。基準がすべてではないということも、ただいまおっしゃったわけですが、また73.5%新規分があって、それもほとんど認定しているということですので、教育長の思いはよくわかったわけです。けれども改善の余地はあるというふうに思っております。加悦町が出しておられるのは、大変わかりやすいものでしたので、またそういうときが来ましたら、検討もしていただきたいというふうに思います。

それから学力テストの方ですけれども、学校間の競争のためではない。もちろんそうなんですけれども、そういう競争にならないように、そして序列化は避けるということですが、これは東京都がもう既にやっておりますので、くれぐれも東京都のようにならないように、これからもずっと目を向けて、きちっとしていただきたいと思います。

この個人情報のことですが、確かにそういう契約はどの業者もすると思うんです。けれども情報の流出が後を絶たない。この議会では廣野議員が指定されて、コンピューターの持ち出しがあるから情報もおかしなことになるんだということで、それぞれの学校に先生用のパソコンが、ことしの19年度の予算で配置をするような予算書が提案されております。そこまで大切な個人情報だと私は考えております。

先ほど石井郁子議員のお話もありましたんですけれども、文部省の担当の方は大分漏えいについては懸念をしているけれども、厳しく対応していく。そしてまた委託については、教育現場の負担にならないように民間に委託をしたということでもあります。そしてそのテストの実施だけでも、40億円もかかっている。そして2007年度の予算では学力テスト実施関連の予算として、66億円を計上しているというふうに回答されております。大変な金額だと思います。ここまでしてしなければならぬのは、一体何なのかということなんですけれども、外部に漏えいしない保障というのは、やはり私はないと思っております。これは納得はできないわけですが、テストというものは、勉強している以上はテストがあるのは当然と言えば当然だと思っておりますので、これもくれぐれも漏えいしないように、この与謝野町の教育委員会が監督するということが不可能であるわけですが、せめてこの町に戻ってきてからは漏えいのないようお願いをしておきたいと思っております。

議長（糸井満雄） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えいたします。

個人情報の漏えいについては、これはあってはならないことですので、そのように本学力調査実施いたしますに際しましても、それは徹底したいと、そのように思っております。

それからもう一つ、先ほどのご質問の中で、京都府がもう12年にもなるんですか、小学校におきます学力診断テストをやっております。それに対してプレテストがあったとかいう、そういうお話が先ほどございましたけど、その件につきましてちょっとお答えさせていただきます。

いわゆるコンピューター処理いたしますので、マークシートでございます。小学校は初めてそれをやるためには、戸惑いがあるわけなんです。したがって、つまりマークの仕方ですね、その練習といいますが、そのようにするものだとすることを事前に行っておるところはござい

ます。

と申しますのは、やはりその記入の仕方がわからなくなって、せっかく例えば解答できていても間違っているという事例がたくさん出てきておるわけでございます。したがって、今回の国の学力調査におきましても、その解答の仕方が間違っているのを見つけた場合には、その場で指摘して適正をさせるようにしております。そしてやはり子供たちが初めての経験になりますので、その戸惑いのために、その子供の力が結果としてあらわれてないということのを避けるようにしております。

以上、補足させていただきます。

2 番（畠山伸枝） 終わります。

議長（糸井満雄） これで畠山伸枝議員の一般質問を終わります。

次に、8番、浪江郁雄議員の一般質問を許します。

8番、浪江郁雄議員。

8 番（浪江郁雄） 8番、浪江でございます。それでは通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

初めに、妊婦無料健診の拡大についてお伺いいたします。

国の予算における妊産婦無理健診費用の助成が、平成19年度に大幅に拡充されます。これは公明党が主張してきた少子化対策に対する財政措置の拡充に伴うものであります。市町村が実施主体の公費による妊婦の無料健診の回数は、平成16年度実績で全国平均2.14回であります。

妊婦検診は厚生労働省の通知によると、妊娠初期から分娩まで14回程度の受診が望ましい回数として示されています。費用は1回4,000円から6,000円、血液検査などを伴うと1万円から1万5,000円かかり、トータルで約12万円かかるといわれています。これは妊娠は病気ではないとの理由で、医療保険が適用されないからであります。若い世代には大変な負担であり、中には思うように定期検診を受けられないとの若いお母さんの声もお聞きしております。これでは妊娠中の異常を見つけられず、それがハイリスク出産につながり、その後の子育てに悪影響を及ぼすことにもつながりかねません。

そこがかねてから助成回数の引き上げが望まれており、公明党は一貫して拡充を主張し、03年発表の少子社会トータルプランにも公費助成の拡大を盛り込み、粘り強く推進してまいりました。これまで国の予算に計上されてきた妊産婦健診費用の助成はおおむね2回分とし、130億円が財政措置されてきました。これが平成19年度では子育て支援事業、これまでの200億円と合わせて約700億円になります。今回の地方財政措置の拡充は、妊産婦健診費用の助成に限った金額ではありません。地方自治体が地域の実情に応じて、少子化対策を拡充することができるように枠が拡大されているものではありませんが、現在、与謝野町の2回の無料検診を、さらなる少子化対策として回数拡大が実施できないか、町長にお伺いいたします。

次に、学校図書整備拡充についてお伺いいたします。

今日、テレビやビデオ、インターネット、携帯電話などさまざまな情報メディアの普及や、子供の生活環境の変化により読書離れが指摘されています。このような状況の中、子供がより読書に親しむ環境をつくるため、平成13年12月、子供の読書活動の推進に関する法律が、共産党だけが反対しましたが、賛成多数で可決成立いたしました。この法律には学校図書館の充実を含

む子供の読書環境の整備について、国や地方の責務が明記されております。こうした状況を踏まえ文部科学省は平成14年度を初年度とする学校図書館図書整備のための5カ年計画を策定し、毎年約130億円、総額650億円が地方交付税で措置されてきました。これが今年度で終わることから、今回、平成19年度から新たな学校図書館図書整備計画として5年間で1,000億円、毎年度200億円を地方財政措置することが決まりました。1,000億円のうち400億円、毎年度80億円を蔵書をふやす費用に、600億円、毎年度120億円を古い本を更新するための買いかえに充て、学校図書館図書標準、これは学校が整備すべき蔵書について、公立の各学校の学級数別に定めたものであります、これの達成を目指すものであります。

ご承知のとおり地方交付税で措置されたものは、各自治体で自動的に図書の購入費になるわけではありません。地方交付税は使途が制限されず、どう使うかは各自治体の裁量によるものであります。財政状況などさまざまな事情があるかと思いますが、未来を担う子供たちのためによりよい図書環境を構築するために、学校図書の整備拡充が必要と考えます。学校図書費の実績と学校図書館図書標準の達成を含めて、町長にお伺いいたします。

次に、消防広域化への対応についてお伺いいたします。

昨年、消防組織法の改正が行われました。法改正に基づき消防庁が定めた市町村の消防の広域化に関する基本指針では、平成19年度中に都道府県が推進計画を定め、計画後5年内をめどに対象市町村の消防広域化を実現することが示されています。

消防の広域化の目的は、市町村の組み合わせにより小規模消防本部、管轄区域10万人未満の人数、予算、機能などを効率的に集約し、消防に関する行財政の効率化と基盤の強化を図ることです。市町村の組み合わせについては、消防本部の規模が大きいほど初動態勢の強化や救急業務の専門家など消防力の強化が期待できるため、管轄人口30万人以上が組み合わせの基準となります。都道府県が策定する推進計画に、対象市町村として盛り込まれるよう知事へ要請するのであれば、地域の消防体制の実態などを把握し、広域化により住民サービスが低下しないかなど、消防関係者、住民の意見を十分に吸い上げた上での対応が必要です。

町長は、宮津与謝消防組合の副管理者であります。広域化への対応についての考えをお伺いいたします。

最後に、住宅用火災警報器の設置についてお伺いいたします。

平成17年度宮津与謝消防本部の消防年報では、管内の建物による火災件数18件、死者2名、建物の損害見積額は1億1,521万7,000円とあります。全国では毎年1,000人を超える方が住宅火災で亡くなっており、なお増加傾向にあります。亡くなられた原因の7割が逃げおくれによるものと言われております。早く気がつけば、大部分の人が助かったかもしれません。

火災の発生をいち早くキャッチし知らせる、それが住宅用火災警報器です。平成16年6月に消防法の一部を改正する法律が施行され、新築住宅においては平成18年6月1日から、既に建っている住宅については一定の猶予期間、京都府では平成23年5月末までに、住宅用火災警報器の設置が義務づけられております。

今回の定例会に、町営住宅に設置する住宅用火災警報器の予算が計上されています。また、府営住宅においても、夏ごろまでに設置が予定されているようです。町内においては新築住宅は別としまして、まだまだ周知と設置が進んでいないようです。警報器を早く広く普及させ、地域の

防火意識を高めるよう何らかの対応が必要と思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

議長（糸井満雄） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 浪江議員のご質問にお答えいたします。

1番目の妊婦無料健診の拡大についてでございますが、厚生労働省はことし1月に胎児や母親の健康状態を診断する妊婦健診について、無料検診の回数を現在の2回から5回以上に拡大することを決定しました。これは妊婦が受けるべき健康診査について、厚生省児童家庭局長通知による「母性乳幼児に対する健康診査及び健康指導の実施について」に示されているところでございます。受診回数は13回から14回が望ましいとされておりますが、健康な妊娠、出産を迎える上で最低必要な回数としては、5回は必要であるということで決定されたようでございます。

本町においては、現在は2回分の無料券を妊娠届をされた時点で、母子手帳とあわせ交付をしておりますが、これを拡大するとなりますと出産までの健診時期に必要な検査内容を、京都府医師会等と調整しなければなりません。そうした課題も多くございますが、健やかに出産していただくために重要なことでありますので、調査ができ次第、前向きに検討してまいりたいというふうに思っております。

2番目の学校図書の整備状況についてのご質問にお答えいたします。

国は平成19年度から平成23年度までの5カ年で、学校図書館図書標準の達成を目指すことを内容に、総額で1,000億円の交付税措置を講じるようでございます。

この背景として、子供の読書活動の推進に関する法律、文字、活字、文化振興法の施行に加え、文部科学省の学校図書館図書の標準を達成した学校の割合が、平成17年3月現在、全国平均が小学校で37.8%、中学校で32.4%と低いことから、子供の図書活動の推進ために新学校図書館図書整備5カ年計画として、平成18年度の終了予定を、さらに5年間延長されるように伺っております。

本町におきましても学校図書の充足率は低く、国の基準冊数に対する達成率は、平成19年3月1日現在、小学校9校中2校で、残り7小学校の充足率の平均は87.6%、また中学校の充足率の平均は61.7%でございます。なかなか厳しい財政でございますが、今後もさらに充足率を高めるため、町といたしましても、できる限り支援していきたいというふうに考えております。

また、図書整備とあわせ児童生徒が一層本を読むように、学校図書室の環境整備を図るとともに、学校におきましても学校図書の利用しやすい取り組みを行い、また、家庭におきましても町立図書館や分室をご利用していただくなど、幅広く子供の読書活動が推進されるよう検討したいと考えております。

次に3点目、消防広域化への対応についてでございますが、消防本部の広域再生につきましては、ご存じのとおり管轄人口30万人を目安に、小規模消防本部の広域再編、統合し、大規模災害、大事故に即応するとともに専門職員の確保、はしご車等の特殊車両の装置強化を進めていくものでございます。

これを受けまして京都府におきましては、昨年の8月に京都府消防体制のあり方検討委員会、

委員12名で構成されておりますが、そうした検討委員会を設立され、広域再編に向けて協議がされており、遅くとも平成19年度中には消防広域化推進計画を策定し、策定後5年以内をめぐりに、広域化を実現することとしております。

このあり方検討委員会には消防救急無線広域化、共同化等の基本計画の作成と、広域化等推進計画策定の2つのワーキンググループが設置してありまして、現在、計画策定に向け検討されているところでございます。

その後、山田京都府知事が昨年9月の定例府議会において、管轄人口30万人規模は画一的な基準であり、地域的な状況を踏まえて計画を策定すると述べられておりますし、国の指針にこだわらない意向を示されているところでございます。また、消防団は今までどおり市町村の設置を基本とされている点から、消防団と消防署との連携も、さらに必要であるというふうに思われます。

いずれにいたしましても、京都府の消防広域化推進計画が策定されないと、人員、予算、規模的なものを明確にできないのが現状でございます。本計画の策定後、町としての対応を考えていくこととなりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に4番目、住宅用火災報知機の設置についてでございますが、住宅火災による犠牲者防ぐことを目的として消防法の一部が改正され、既存住宅の設置義務につきましては、それぞれの市町村火災予防条例で定められることとなっております。当町においては宮津与謝消防組合火災予防条例の一部改正を行い、平成23年5月31日までに設置が必要と定められております。

新築住宅につきましては、建築基準申請の際に、住宅用火災報知機の設置がされていないと許可が下りないため設置が進んでおりますが、既存住宅につきましては報告義務がないため、全国的に設置状況の把握ができていないのが現状でございます。なお、設置状況につきましては、総務省消防庁が5年に1回、家屋調査をする意向を示しております。

町内への周知につきましては、さきの春の全国火災予防週間において、旧加悦町、野田川町地域には女性消防団員が、作成された防火チラシの住宅用火災報知機の記事を掲載していただき、消防団員により各戸配布をしていただきました。

宮津与謝消防組合においては、消防組合広報紙、ホームページに掲載するほか各種団体、ロータリークラブ等、そうした団体、また建築業者等への説明会、地区防火座談会等に職員が出席され、積極的に普及啓発を進めております。

なお、現在のところ宮津与謝管内においては発生しておりませんが、悪質訪問販売等が予想されることから、町のホームページに住宅用火災報知機等の悪質訪問販売の注意文書を掲載しております。

今後も消防組合と連携をとりながら周知徹底をし、普及に努めていきたいというふうに考えております。

以上、浪江議員のご質問に対します1回目の答弁といたします。

議 長（糸井満雄） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 町長におかれましては、昨年の出産育児一時金30万円から35万円に素早く増額していただき、また、ことしの4月1日より受領委任払いがスタートするようであります。

大変に素早い対応で、今回のこの無料健診も検討されていただけるということで、5回とまで

は言いませんが、1回でもふえるようよろしくお願いたします。

それと学校図書費のところでですけども、先ほど答弁の中で図書費だけではなく、そういう環境もというお話がありました。この中学校の中で江陽中学校が、55.2%と少し低いんでありますが、先日ちょっと伺ってきまして図書室の方を見させていただきました。確かに部屋は広いんですけども、本がちょっと少ないなという感じと、あと本もよく傷んでいるような感じでありました。

あと、そこの担任の先生が、夏場にちょっとクーラーが欲しいという、どうしても暑くて、なかなか夏場は本を読みにくいということをおっしゃっておられましたので、これは要望ですけども述べておきます。

住宅用火災警報器ですけども、これは京都市でございますが、財団法人京都市防災協会に購入資金を貸し付け、入札で業者から一括購入して、去年の話ですけども約半値ぐらいで自主防災組織に原価で提供したということがされております。今は大体安くなりまして5,000円か6,000円ぐらいであるようでありますが、例えばですけども、最初の半年、1年だけでも、月500円の助成をすとか1,000円助成すとか、そういうような何か対策ができないかなと、ちょっと提案するところでもあります。

また本町においても、つい先月ぐらいのことですけども、実際に警報器が鳴りまして未然に、火災に至らなかったという例があります。この方は、昨年10月に取り付けられておられたようですけども、火災が起きなければ通報がないんで把握はできないんですけども、恐らくほかにもそういうような形で、事前に火災が防げたのではないかと思っております。

非常に消防の方とかも回っておられますけども、やはり高齢者の方とかが多くて、取りつける際に、また天井につけるときとか、そういうこともまたいろいろと問題になるようです。少しでも、普及する最初だけでも、何か新しい政策ができないかなと思うところでもあります。そのあたり町長のお考えがありましたら、答弁をお願いいたします。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 妊婦の方の無料健診について、できるだけ早く調整をしまして、1回でも多く無料で受診していただくことができるような方向を考えたいと思います。

余談になりますけれども、今回、出産祝い金を廃止をさせていただく方向で考えております。ただ単にお金でじゃなしに、やはり施策の中でそうしたお金を生かしていきたいなと思いますので、それらを廃止するかわりに、こういった生まれる前の手だてで、元気な丈夫な赤ちゃんを生んでいただくという意味合いで、こういうことにそのお金が回せたらなというふうに考えております。

それから図書については、特に江中のところ見ていただいたようでございます。ほかにもいろいろとあるかと思しますので、これらについても一度照査をし、どういったところをどう整備していけばいいのか等々、与謝野町全体の中で検討をさせていただきたいというふうに考えております。

それから住宅用の火災警報器の設置についてですけども、これは2月5日の京都新聞にも、こういうふうに記事が出ておるようでございます。このことについては大分前から、何とかいい方法がないのかなというふうに考えておりました。現実的には、どこまで、どういう形で支援が

できるかわかりませんが、これも1つの緊急な検討課題に上げさせていただきたいと思います。
その上で財政のこともありますので、それらも加味した上で考えさせていただきたいと思います。
答弁になったかわかりませんが、以上で2回目の答弁とさせていただきます。

8 番(浪江郁雄) 以上でございます。

議長(糸井満雄) これで浪江郁雄議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をとりたいと思います。50分まで、暫時休憩します。

(休憩 午前10時34分)

(再開 午前10時50分)

議長(糸井満雄) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、4番、廣野安樹議員の一般質問を許します。

4番、廣野安樹議員。

4 番(廣野安樹) 議長のお許しが出ましたので、通告に従いまして質問をさせていただきたいと思
います。

それまでに町長と、また教育長には過日の一般質問で、野田川地域、岩滝地域の学校の先生に、
加悦地域の先生と同様にパソコンの設置の要望をいたしました。早々に必要性を理解賜りました。
補正に提案をいただきましたことを、心より厚く御礼を申し上げます。

それでは、一般質問に入らせていただきます。私は2点について質問をさせていただきます。

まず、1点目は、小学校の統合建設委員会を早期に立ち上げということで、教育基本法が改正
され、土曜、日曜の過ごし方など教育の見直しがされる中、学校を取り巻く環境も状況も変化し
ています。新しい町、教育環境の整備を行う中で、小学校の統合問題は避けて通れない大きな問
題であり、総合計画審議会の中でも当然議論をされる問題であろうと思っております。早期に小
学校建設委員会、仮称を立ち上げ、検討すべきと思いますが、町長のご所見をお伺いするわけ
でございますが。

国において教育基本法が改正され、土・日曜日の児童の過ごし方、地域とのかかわりなどいろ
いろと議論がされています。学校を取り巻く環境を考える中で、当町も合併と同時に学校統合が
ささやかれています。

過日の新聞に、京都市下京区で、市立の3小学校の記事が載っておりました。昭和30年代に
は3校とも1,000人ほどいた生徒数が、現在では106名、76名、59人と減少している
ということが載っておりました。その原因は少子化と、小規模校を避けて私立学校を選ぶ子供が
多いと報道をされておりました。今の時代、小規模校は親や子供が避けるように、当町におい
ても小学校で1学年、10人以下の小学校も見受けられ、それぞれの旧町合併時そのままの状態
できています。

ほとんどの学校が、改築後30年ほど経過している学校校舎の状況で、老朽化が進んでおりま
す。現在それぞれの学校から改修要望が多数提出され、主なもので10校舎、25カ所、平成
18年度2カ所改修が実施されました。与謝野町小学校、中学校全部の校舎の棟数で、43棟の
うち昭和56年以前の施設35カ所、そのうち耐震診断の済んでおるのが25カ所、うち健全診
断が4棟、改修済みが4棟。18年5月1日現在、耐震改修においても9校舎、27カ所、2万
3,893平米あり、耐震改修が必要とされている。校舎はもちろん老朽化するとともに、

12月の定例会においても服部議員より、遊具関係の使用不能が指摘をされました。

児童数においても18年5月1日現在、加悦地域、与謝小学校で93名、加悦小学校で241名、桑飼小学校では109名、加悦地域合計で453名、野田川地域で石川小学校138名、三河内小学校が192名、岩屋小学校が66名、市場小学校241名、山田小学校121名、野田川地域で758名、岩滝小学校398名。ちなみに中学校の生徒数は、加悦中学校が209名、江陽中学校は401名、橋立中学校が326名。統合はいろんな問題点もたくさんあると思います、慎重に行うべきと思いますが、早期に統合に向けた委員会を立ち上げるべきと考えております。合併特例債も現在いろいろと使途されている中で、特に合併特例債は統合に向けた事業で支出をすべきと考えておりますし、過日、私は公園事業より、まず教育環境の整備を行うべきと申し上げました。

町長の基本方針でもありますように、スクラップ・アンド・ビルドを行いたいと思っておられる。この次の3点から、学校統合は避けて通ることができない整備事業であると思います。

1点目、先ほど申し上げた学校の老朽化による改修問題。2点目、経費の面から削減できる財政問題。3点目は、児童の学力の向上を望む面から競争力をつけさせる。以上3点、統合問題を早期に検討願いたいと思いますが、町長のご所見をお伺いをいたします。

2点目は、教育委員会の職員人数の見直しを。

財政厳しい中、他の部署から比べると職員の人数が多いように思う。新年度を機に見直すべきと思いますがということで、お尋ねをいたします。

非常に厳しい指摘と受けとめられると思います。まして教育長、また担当する次長、課長、職員さんからは、皆さん、職員は多いことはありません、この言葉が返ってまいります。この一般質問が原稿が配布と同時ぐらいに、私の耳に入ってまいりました。私も議員であります。人から嫌がられる役は余りたくありません。でも多くの町民の方、また議員からも、職員の多いことは耳にいたすわけでございます。

19年度の予算に当たり、町長の基本事項が発表されました。平成19年度には合併2年目の年度となります。事実上、19年度が与謝野町元年と言って過言ではありません。住民と協働を基本に町政を推進いたします。町村合併の最大の目的である行政の効率化を図りながら、住民の目線で行政を推進しなければなりませんというようにうたっておられます。

行政の効率化を図りながら住民の目線の行政の推進に、議員は住民の代表であり、言いにくいことを申し上げるのも、また議員の役目であり、合併してよい町をつくるのも我々議員の役目であると認識をいたしております。

教育委員会は合併するまでと合併後で、どのように職員数が変わったのかお尋ねをいたします。18年度職員数、正職49名、嘱託員13名、臨時職員59名、府からの派遣2名、国際交流の英語助手、各中学校に1名ずつで計3名、合計で126名。私は職員数は、合併前と余り変わらないと思っております。議員は合併前、加悦15名、岩滝14名、野田川18名、現在、18名で29名の削減を行っております。町民からは合併したので、職員さんも減っただろうという言葉をよく耳にいたします。教育委員会関係の給与関係全体で、18年度、4億2,228万4,000円、本年度、19年度には与謝野町の町職員さんは19年4月1日で退職予定者を入れまして18名、新規採用5名、13名の削減となります。町長が任期中に50名を目標にクリ

アをするという数字のようでございますが、これは十分できる数字ではないかというように思っております。

教育委員会は、町長部局から別の部局となっております。財政面から、町民の目線では職員が多いが、教育長のお考えとご所見をお伺いをいたし、第1回目の質問とさせていただきます。

議 長（糸井満雄） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 廣野議員の1番目、小学校の統合建設委員会を早期に立ち上げをというご質問についてお答えいたします。

ご承知のとおり当町の小学校につきましては、旧町単位で申し上げますと、加悦地域に3小学校、岩滝地域に1小学校、野田川地域に5小学校、町内には合計9校の小学校がございます。これらの小学校の校舎の建設年度を見てみますと、いずれも校舎は昭和40年代後半から昭和50年代前半にかけて建設をされておまして、築後30年を超えた老朽化した校舎でございます。

学校施設の児童の安全性を確保するとともに、一方では、学校施設が町民の皆さんの防災上の避難施設として指定してあることから、それぞれに耐震診断調査を実施したり、必要な学校においては耐震補強工事をするなど、順次、計画的に学校施設の整備を手がけてきております。

そこで小学校の統合のご質問でございますが、確かに当町の場合、多くの学校施設を抱えておまして、先ほども申し上げましたように施設整備にかかる管理費用が膨らんできておりますが、小学校はその地域の方々にとりましては、地元のシンボルでもあり、また親しみを持っておられる公共施設の1つであろうというふうに考えております。そうした考えに立ちますと、児童数が減少してきている学校があるものの行政側から一方的に統合問題を提案することは、なかなか難しい問題であるというふうに考えております。

しかし行政にとりましては、多くの小学校施設を抱えている現実や、将来的な児童数の減少などさまざまな課題を抱えている現状を踏まえ、例えば学識経験者や住民代表の方々に、将来の学校施設のあり方や、統合後の学校施設の活用方法などについてご意見をお聞きする場を持つことは、大切であるというふうに考えております。

学校統合の問題につきましては、総合計画審議会の中でも検討していただく予定にしております。総合計画審議会のご意見も踏まえて、ご質問の統合建設委員会につきましては、多くの皆さん方のご意見を拝聴する場として、設置する方向で検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上で、廣野議員さんへの答弁とさせていただきます。

議 長（糸井満雄） 垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） 廣野議員の私へのご質問に対しまして、お答えをさせていただきます。

教育委員会の職員数が多いというご指摘ございまして、この際、見直すべきではないかということでございますけれど、結論から言いますとふやす方向で見直したいと、そのように思っております。

この問題につきましては、与謝野町議会第1回の議会で、野村議員からこれにかかわっての質問があったと、そのように記憶しておるわけでございますし、その中でも答えさせていただきます。

した。

合併前と合併後と、教育委員会事務局の職員の数のお尋ねでございますけれど、合併前、3町合わせまして、ちょっと学校の用務員関係は除かせていただきます、それと給食センターは除かせていただきます、いわゆる事務局に直接勤務するのでいきますと、加悦町さんが5名でございます。教育長は除きます。それから事務職として嘱託、臨時で週4日の事務員が1人おります。それから野田川町が8でございます。それから岩滝町が5でございます。

そのうち岩滝町におきましては、専門職としての図書館司書が、そのうちの1名でございます。つまり5名中1名は、図書館司書でございます。そして合計18プラスアルファ1でございます。加悦町の週4日の臨時職員につきましては、その前に退職された方の補充が、そういう形でなされたというふうに聞いております。したがって、いずれにしましても18名でございます。

そして合併と同時に、今度は19名になりました。1名ふえましたのは、江山文庫に学芸員がおります。その江山文庫は、旧加悦町におきましては所管が商工観光ですか、そちらの町長部局の方にあったわけでございます。合併の事務調整の中で、江山文庫を教育委員会が所管することにいたしました。これは施設の関係からいまして、私は当然だと、そのように思っております。そのために学芸員が1名ふえました、それで19名でございます。それが実態でございます。

それから、あとの臨時につきましては、教育委員会が1つになります。教育委員会の事務局が、加悦町はこの庁舎が建設されたのを機にして、旧加悦町民会館にあった事務局はこちらに移りました。それから岩滝町の方は、知遊館が建設されるまでは、町長部局のいわゆる役場の中にごさいました。知遊館が建設されると同時に、その管理も兼ねて教育委員会が知遊館に移転いたしました。それから野田川町は、現在の中央公民館の中に事務局を持っております。

したがって2つの教育委員会が、それぞれその入っていた館を管理しております。しかし、1町に合併しまして、教育委員会がこの庁舎に移りました。したがって旧野田川町におきましては、中央公民館が俗に言います空になったわけでございます。それから知遊館も、ある意味では空になったわけでございます。残ったのは町の職員が2名でございます、知遊館につきましては、1つは図書館司書でございます。それから町の職員が1名配置されます。

したがって、そういう関係で非常勤の公民館長がふえました。知遊館の方は知遊館長が兼任しておりますので、ふえてということにはなりません。そのように臨時が1ふえました。

それからもう1つは、指導主事が3町で3人であったのを4人体制にしました。そこで1ふえました。指導主事につきましては、これは教育委員会事務局への必置が義務づけられております。地方教育行政の組織及び運営に関する法律、俗に言うております地教行法です。今度、教育委員会の改正ということで、いろいろ出てきてる法律でございます。そこに指導主事を置くことということになっております。

したがって、3町にありました指導主事、これは岩滝町は週4日の非常勤でございました。それから加悦町、それから野田川町につきましては、週3日の非常勤でございます。ただし、加悦町におきましては、社会人権教育指導員というのが置かれています。それも非常勤でございますけれど、指導主事がそれを兼務をしております。

その指導主事を合併の事務調整において、私どもは4人の4日という要望を出させていただきました。しかし、それは合併協の方で認められませんでした、それで3名の案が示されました。

しかし同時に私どもは週4日の非常勤を確保するのが難しかったわけです。つまり退職された校長経験者を指導主事の職掌柄依頼しますので、もう4日はこらえてほしいと、3日ならという、そうした状況もございまして、結局3日の4名といたしました。それで5日間を常駐する体制を組んだわけでございます。

ご存じのように、今学校現場が抱えている状況というのは、非常に多岐にわたり複雑多様になってきております。日々いろいろなことも起こってきます。また、教育施策も次から次へと出てきます。教職員、それから学校運営に関しましても、いろいろな施策が打たれてきます。そうしたものに対応するためには、やはり指導主事が常時事務局にいるということは、以前にも増して重要になってきております。それは昨今、重要な課題になっておりますあのいじめの報道を見ていただただけでも、その教育委員会と学校現場のその連携、教育委員会の指導、助言、それらが非常に重要になってきていることがわかりだろうと、そのように思います。

したがいまして、ならしていけば2人の指導主事です。4人で5日間をカバーする、学校現場とは常に指導主事のだれかとやはりコンタクトが取れ、そして相談ができる、その体制を組んだわけでございます。その意味で、指導主事が1名、合併前よりも臨時として多くなっていることは事実でございます。

あとは合併で特にふえたという状況にはなっておりません。むしろ合併によって今まで管理されていた施設が、今度は、教育委員会がその館の中にいるがために管理できたものが、管理できなくなった。そのために不都合が生じているのが実態でございます。その意味におきまして、教育委員会は臨時が非常に多うございます。

それからもう1つは、やはり教育委員会の所掌事務というものが、広く理解されていないくらいがあると、そのように思います。その意味で、私どものアピールの努力不足ということもあろうかと思えますけれど、合併したら少なくて済むだろうではなしに、逆に合併をしたら事務量はふえているというのが実態でございます。

その意味で私自身、先ほど冒頭に申し上げましたように、むしろ人員をふやしていただく方向で見直すべきだと、そのように思ってる次第です。

以上でございます。

議長（糸井満雄） 廣野議員。

4 番（廣野安樹） ご回答いただきましてありがとうございます。

まず町長に、先ほど申し上げましたように京都の下京区の方では、やっぱり地域の方、学校の校区の自治会、それからPTAなどが結局統合の推進委員会を結成されて、そちらの方から市の方に要望されたというようなことをお聞きしております。こういった統合問題は、やっぱり地域自治会の方から要望を受けるのが、私もベターだというように思っておりますし、合併特例債は10年と限定されておりますので、早期にこういう検討委員会を立ち上げていただくような方向で、お願いをしていきたいというように思っております。

それから合併特例債は、18年度で大分支出されたんでないかというように思うわけですが、現在どれくらい残っておるのか。合併特例債は117億円程度というようにお聞きしておったわけですが、今現在どれくらいの残高が残っておるのか、教えていただきたいというように思っております。

それから、教育長にお尋ねをいたします。

お聞きしておりますと、町民は合併したで削減になったのではないかなというふうなお聞きしておりますと、今回答いただいた状況では、ふえたというふうなことをお聞きしておりますし、人数は足りないんだというふうなこともお聞きをするわけでございますが、それは町民の目線、また教育長の目線との違いであろうというふうに思っております。

やはり合併という、この大きな節目の中でやってきたことでございますので、やはり職員が多いというのは町民の大勢の声でありますし、難しいことを言いますと、またおしかりを受けるかもわかりませんが、教育委員会へ上がってくると、なかなかちょっと暗いような感じがすると、あいさつも少ししていただけない。これは合併の流れの中で、そういうことが言われるのではないかなと思うわけでございますが、やはり町民の顔が見えない、また職員さんの顔が見えないというふうなことで、そういうことが起きるのではないかなというふうに思っておるわけでございますが。

この問題につきましては、町長にも申し上げておきたいと思いますが、やはり職員さん、それぞれこの部署に行かれても、やはり加悦の方が岩滝に行かれても、顔がなじみがないというふうなことで、あいさつができないというふうなことをお聞きいたしております。こういったことは、できるだけ早期に皆さんにご理解をいただいて、あいさつができるような体制で臨んでいただきたいというふうに思っております。

やはり私は教育委員会の増員問題に対しましては、やはりこの点につきましては、町長もこの教育委員会の部局には、なかなか手が届かないと思っておりますので、財政厳しい中ではありますが、職員さんの削減も十分ご検討願いたいということを申し上げおきたいと思っております。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 廣野議員さんの2日目のご質問の、合併特例債の今現在高はということですが、発行可能な額と申しますのが11億7,200万円で、これは10年間ということで、18年度の借入れの予定額が3億8,250万円で、あと約10億7,000万円～9,000万円が残額ということになっております。

いろんな考え方があるでしょうけれども、おっしゃいますように、やっぱりこのままでは生徒数も減ってきますし、財政的にも館がある以上、非常に要らないむだなお金も出ていきますし、果たしてどちらがいいのか。また子供たちにとって、あるいは地域の方にとって、やっぱり学校というのは、ある程度、心のよりどころでございますから、そうしたものをどうしていくかということについては慎重に、なおかつある程度早い時期には、結論を出していかねばならないのではないかなというふうに考えております。

そうした意味で、地域からの声をどんどん聞かせていただきたいと思っておりますし、しかるべきそうした検討をする委員会も当初から申し上げてますように、立ち上げてまいりたいというふうに考えております。

議 長（糸井満雄） 垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） 廣野議員の私への2問目につきまして、お答えをさせていただきたいと思っております。

暗いということにつきましては、ご指摘のこと、事務局職員の方に徹底していきなさいと、そのように思っております。非常に残念に思いますが、ご指摘は謙虚に受けとめたいと、そのよ

うに思っております。

なお、職員の方につきましては、非常に私ひがみっぴいかもしれませんが、私自身は教育委員会の事務局体制を合併を機にしっかりとしたいと、そのように思いまして、事務調整のときからいろいろ論議をさせていただきました。どこの部に、あるいは課におきましても、同じことを言うというご指摘があります。私はそんなつもりではございませんけれど、ただ最後に1つだけエピソードを紹介して、答弁とさせていただきます。

私が行政の方におりましたときの話でございます。今は京丹後市ですけれども、丹後6町のうちのある大きな町の教育次長の話でございます。その次長は若いころ、教育委員会事務局の職員として勤務していたわけでございます。その後、町長部局に移りまして、そして各課の課長も歴任をしてきて、いわゆる勇退年齢の2年か3年前に教育委員会の次長に配属されました。その方が私に1年ほどたった後、話されたことでございます。

役場内の課長会の席で教育委員会の次長が、教育委員会事務局への職員の増員を要望したと。そのときに自分は、どこの課だって忙しいと、教育委員会だけ何だと、そんなに忙しいんかいと、思っていたと、そしてそう言いましたと。

ところが、自分がそうして教育委員会に何十年ぶりに帰ってきてまして、余りにも変わっている。業務の多さ、そしてまた土曜、日曜の出勤の多いこと、本当にびっくりしたと。そして自分はあのとき課長会でそういうことを言ったと、そのことを非常に済まなく思っておりますと、そういうことを私に述懐をしていただきました。

それが教育委員会の事務局の実態の1つだと思って、紹介をさせていただきます、答弁とさせていただきます。終わります。

議長（糸井満雄） 廣野議員。

4 番（廣野安樹） 統合の問題につきましては、また町長、岩滝小学校の建設の場所の問題1つにしましても、随分時間がかかっておったということを覚えておるわけでございます。早期になかなかできる問題ではないと思いますが、合併特例債のある間に、できるだけ早くかかっただきますように、ご要望をしておきたいと思っております。

教育長はもうそういうふうに使われますので、もうこれ以上言うてもお互いに水掛け論みたいな形になりますので、この辺で終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

議長（糸井満雄） これで廣野安樹議員の一般質問を終わります。

次に、1番、野村生八議員の一般質問を許します。

1番、野村生八議員。

1 番（野村生八） 私は通告に基づき、地域交通について町長に質問をします。

現在、住民が求めている一番強くても多い願いが、地域交通ではないでしょうか。循環バスをぜひ走らせてほしい、こういう住民の多くの切実な願いに町でもいち早くこたえ、検討委員会を立ち上げ、アンケートを実施し、この26日には最終の会合がもたれ、答申がされると聞いています。ここで必要との答申が出されれば、来年度に具体化を検討する新たな組織がつけられるということも聞いています。

この問題については、伊藤議員が既に検討委員会のあり方等を含め、具体的な提案、あるいは質問をされました。私は同じ問題ということではなくて、改めてこの地域交通を取り組むに当た

って、町が果たすべき役割や理念、どういう目線で取り組もうとされているのか、この問題について質問をさせていただきます。

まずこういう今21世が、新しいまちづくりとして大きな流れが進んでいる。町長も先日の答弁で、その1つとして、持続可能なまちづくりを進める、こういう視点を表明されました。私はこの21世紀型のまちづくりの土台として、地域交通は非常に大きな課題である、このように考えています。つまり要望が多いから、今までよりもいい場所を走らせよう、あるいは今までの延長線上の課題として取り組もう。こういうことではなくて、新しいまちづくりの土台として、しっかりとした理念や目標を明確にして、取り組むべきだと考えています。そういう点で、質問をさせていただきます。

この土台として大事なことは、1つには、住民の交通権を明確に認め、単に住民の交通の利便性を促進をする。こういうことにとどまらずに、もっと深いところからの問題意識を、しっかりと持つことが必要ではないでしょうか。つまり、だれにも、いつでも、どこへでも快適な移動を保障する、こういう町をつくる、この視点で取り組むことが大切だというふうに思っています。

もう1つの視点、それは車に過度に依存しない、持続可能なまちづくりを進めることだというふうに思っています。まちづくりや福祉や教育、こういう今までの課題のその中心に、この公共交通をしっかりと据えることが大切ではないでしょうか。バスが単なる移動外出機関、こういう形で個人の責任において行われるべきもの、こういうことではなくて、まちづくりの装置としてしっかりと住民と住民をつなぐ、あるいは町の中を隅々までつないでいく、こういう役割をしっかりと果たすものとして取り組むべきだと思います。

その意味でも地域の振興、まちづくりの必要性から、この公共交通をとらえ直すことが大切ですし、高齢者福祉や環境保全、あらゆる側面からこの地域交通の再生が今求められている、そういう時代になんて変わったか、この視点が大事だと思っています。そういう意味から、4点について質問をいたします。

まず1つ目は、交通基本条例をつくり、行政の姿勢、役割を明確にして取り組むことが大切ではないでしょうか。つまり、先ほど言いました住民の交通権を、町として明確に規定をする。そしてまちづくりの視点から、行政全般について公共交通を確立する、この必要性を明確にしていく。また、行政の役割、事業所の役割、住民の責務を明記にして、こういうことを含んだ交通基本条例をつくる、このことが行政が行う大きな仕事ではないか、このように思っています。この点についてのお考えをお聞きします。

2つ目に、そういう点から、どの地域に暮らしていても同じように利用できる、交通格差をなくす、このことが大切だと思います。交通権を主張するためにも、周辺部に住んでいる人は負担が大きい、これが今までは当たり前、こういう状況でした。しかし今後は、そういう意味では町内は乗り降り自由、何回乗り継いでも、どこまで乗っても同じ料金にしていく。そして町内全域をカバーする、こういう視点で目標を明確にして取り組むことが大切だというふうに思っています。この点についてはいかがでしょうか。

3番目に、採算性を重視をする、こういうことではなくて、公共性を重視をしたまちづくりとして取り組むことが大切だと思います。それはその路線の採算だけでもものを見るのではなくて、鉄道を含め公共交通全体、この交通を環境負荷など社会的コスト全体でとらえることも必要では

ないでしょうか。

例えば医療費の問題で言えば、子供の医療費や健診の無料化、当町で積極的な施策が医療費を抑える、こういう全体のコストで見る。このことが大切ですし、だれもが医療を受けられることが健康な体をつくり、そして人材を確保できる、そういうところまで見据えてコストを考えていく。また、森林についていえば、森林に投資することが農地を肥沃にして農業も育てる、こういう今発想で、まちづくりも取り組まれています。交通もそういう意味合いで、社会全体で、地域全体でとらえるべきではないでしょうか。

住民が移動する、このことが地域活性化の1つのポイントでもあるというふうに思います。こういう住民が自由に、だれもが行き来できる地域交通の確立が、地域経済への効果もコストバランスとして含んでいく、こういう視点が必要だと考えています。いかがでしょうか。

4つ目に、住民とともにつくるコミュニティバスとして取り組むことが、必要だというふうに思います。今、100円バスに象徴されるコミュニティバスが年々ふえています。99年の3月時点では209自治体、今、これがさらに広がっているというふうに思います。そのうちの有名な醍醐のコミュニティバスの特徴を5つ上げておられますが、この内容が、まさにコミュニティを彷彿させる内容として、わかりよいというふうに思いますので紹介をいたします。

1つ目に、真にコミュニティのためのバスシステムとして運営する。2つに、これまでの公共交通とは異なるニーズに対応する。地域全体をカバーしたネットワークをつくる。4番目に、気軽に乗れる運賃体系にする。そして5番目に、コミュニティを生かした市民本意、市民参加の仕組みづくりにつなげれる。

こういう与謝野町のまちづくりと基本を同一にした地域交通のあり方、こういうことが今求められています。このようなコミュニティバスとして取り組むには、実際に走らせるための検討は行政がお膳立てをするのではなくて、町民自身で進めるべきではないでしょうか。

行政が委員会をつくり細部を煮詰める。こういうことでは、なかなか今までにないこういうバスが走るというところに、行き着かないのではないかとこのように思います。そして実際に走らすのは市民協働方式で、行政、事業所、住民が協働して取り組むべきだということに思います。

こういう意味で、今行政が果たすべき役割は、この住民の自主的な取り組みが生まれるように促していく、誘導していく、支援をしていくことだということに思います。そのため、こういう住民の活動に財政的な援助をすることを打ち出す、こういう立場が必要ではないでしょうか。とわりけ、こういう行政と事業者と住民のコーディネート、これは大変大事ですし、難しい面があります。そういうことに対しての財政支援も必要ではないでしょうか。また、実際に走らせるまでには、複数回の実証実験が大事です。特に、このときには無料で行うことが、問題の本質をよりリアルに確かめるため大切だということに言われています。こういうときの財政支援も、町としては大切な手だてだということに思います。こういう意味で、コミュニティバスとして今走らせるために、行政が果たすべき役割は何なのか、この点についてのお考えをお聞きします。

とりわけ、車でなくても便利な生活ができる、このことを住民が確信をした。車からバスに乗りかえた。こういう声が生まれるような、新しいバスの取り組みも生まれています。神戸東灘区の住吉台では、車を手放した人が多数出てきている。こういうふうな報告も現実に生まれています。そういう意味で、ただ単に便利だという、そういうところを目標にということではなくて、

21世紀型の新しいまちづくりの発想で、しっかりとした理念と行政の役割を明確にしながら取り組んでいただきたいと思います。こういう点について、町長のお考えをお聞きをいたします。

議長（糸井満雄） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 野村議員からのご質問の地域公共交通についてお答えいたします。

バス事業につきましては、車社会の進展や過疎化、少子化の進行により大変厳しい経営状況にあり、現在、町内を運行していただいております丹後海陸交通、加悦フェローラインの路線バスにつきましても年々利用者が減少し、慢性的な赤字状態となっていることから、国の補助制度の活用や周辺自治体による支援を行うことで、維持、確保しているところでございますが、利用者の減少に伴い、国や地方自治体の補助金額も年々増加傾向となっております。

しかし、バス路線について地域住民、特に老人の方や学童等、いわゆる交通弱者にとっては必要不可欠な公共機関であることから、これまでその維持、確保に努めてきたところでございます。

このような状況の中で、京都府主催により「わかりやすく、使いやすい公共交通ネットワーク実現会議」において、北近畿丹後鉄道、バス事業者、行政、利用者、特にこれは住民の方たちの代表者、そして経済団体、商工観光団体、有識者等で検討が進められ、改善実行計画の中間まとめが作成され、利便性の向上に向けまして、それぞれができることから順次改善を履行していただいているところでございますので、まず、それをご報告いたします。

さて、本町におきましては合併後の4月に、町内24区それぞれで開催いたしました町政懇談会において、路線バスが運行されていない地域住民の方を中心に、日常生活における移動手段の確保を望む意見を多数いただきました。

こうしたことから町としましては、既存路線バスの沿線から離れた地域の方の足の確保をどうするべきか。また、路線とあわせて地域全体の公共交通はどうあるべきかを検討することが、今は必要であるというふうな判断をし、住民、バス事業者、行政の三者による与謝野町公共交通のあり方検討委員会を昨年12月に設置いたしました。

この委員会では、持続可能な公共交通のあり方について、その方向性をご検討いただいております。3回の会議を終え、今月末の会議におきまして、まとめをいただくことといたしております。さらに本年1月には、高校生以上の住民3,000人を対象に、公共交通にかかるアンケート調査を実施し、委員会におきまして調査結果を十分に参考いただき、ご検討いただいているところでございます。アンケートにご協力いただきました住民の皆さんに、この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。

なお、交通基本条例により行政の姿勢、役割を明確にとのご意見についてでございますが、交通行政の権限を国が持っている現状において、地方自治体の地域の交通に対してどうした役割が担え、どのように関与できるのか。また、さらに地域の実情なども勘案し、今後研究を進めたいというふうにご考えておりますので、ご理解いただきまよう、甚だ簡単ですけれども、1回目のご質問の答弁とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村生八） 2回目の質問をします。

我が国では1960年代にマイカーのモータリゼーションに突入して、そこから高度成長期に

なって車社会に突入をしたと。こういう中で先ほども言われましたが交通機関の契約化がどんどん進む。そして資源の浪費や環境の悪化が進む。さらには中心市街地の空洞化や地域コミュニティの崩壊がどんどん進む。これがいわゆるモータリゼーションの進む社会の中で起こってきた。

欧米ではいち早く、それよりも早く大戦後に既にモータリゼーションに突入して、そういう中で同じような状況の中で、80年代には国として交通政策でその解決を推進していく、そういう法律があちこちで相次いできた、こういうのが現状です。

そういう意味では先ほど述べましたような視点、いわゆる目標ですね、理念、こういうものは我が国ではほとんどないわけですが、欧米ではどんどんとそういう立場で進められているわけですね。そういう内容を紹介したいというふうに思います。

ご存じのように鉄道や路面電車が見直されているという、こういうことはご存じのとおりだというふうに思います。それがなぜそういうことになっているかと言うと、そもそも先ほども言いましたが、交通を交通だけでとらえるのじゃなくて、あるいは鉄道を鉄道だけでとらえるのじゃなくて、総合的な国全体、あるいは交通体系全体でとらえ直す、そういう方向に変わってきたということです。先ほど持続可能な地域交通、公共交通と言われましたが、そういう意味では公共交通だけが独立して持続的に進めていくということが、もう今はもはや困難だという中で、欧米では国として地域交通だけで、バスだけでということではなくて、交通全般で、あるいはもっと大幅な国の施策全体の中で、この問題を取り組んでいくというふうに見直しがされてきたという、そういう経過があるわけです。

紹介しますと、ノルウェーでは1979年に総合交通政策として法制化されました。フランスでは1982年国内交通基本法、こういう形で打ち立てられました。スウェーデンでは1988年に交通政策法、こういう法律としてとらえ直されました。オランダでは1990年に第2次の交通構造計画の中で、今言ったような視点で作り変えられたという経過があります。また、アメリカでは1991年、総合陸上交通構造計画法でとらえ直しがあり、1998年には新交通政策、そしてすぐ最近の2005年には新交通最適化法、こういう形で変わってきています。ドイツでは1992年に連邦交通路計画という、こういう計画の中で発想の転換が行われました。イギリスでも1998年、新交通政策や2000年の交通法2000、こういう中で交通に関する人々の権利を明確に定めて、交通機関の意義と責務を整合性を図っていく。全体、総合的に明らかにしていく、こういう流れが今、先進国で進んでいる流れです。

とりわけフランスの国内交通基本法というのは、その中に総合交通法や、先ほど言いました交通権を資本主義国で初めて明記をするという、そういう積極的な取り組みまで始まっています。このフランスの交通基本法の中の目標として、人間性豊かな社会進歩に参加すること、社会的効率性を確保すること、全体の効率性を確保すること、空間の整備に資すること、こういう3つの目標でこの交通をとらえ直すという、こういう発想で取り組まれているわけです。

まさに交通だけがそこに存在して、それが成り立つのかどうか、こういうとらえ方とは全く違うと、ここを見ても明らかではないかなというふうに思っています。

こういう中で、例えば鉄道のあり方にしても、道路は国や自治体が公費でもってつくる、その上を走るバスとか車が、事業所や個人が確保してそして移動する。そういう状況ですから、鉄道も同じように線路は国や行政が責任を持ってつくり、その上の部分を事業者がやっていく、こう

いう格好で上下分離方式、こういう形で取り組んでいる国が生まれています。

イギリスでは需要追従型、こういう道路整備政策では、もう今後は国全体が持続不可能だ、こういう形で自動車が重要な交通手段であることは認めた上で、公共交通の信頼性を高めていく、こういう方向に先ほど言いましたように進められ、その利用促す、このことが非常に大切だと、このように言われています。

アメリカの大きな転換のきっかけは、これは交通の問題ではなくて障害者への差別を禁止する、こういうところから始まったというふうに言われています。アメリカでこの障害を持つアメリカ人法、あらゆる障害者への差別を禁止する法律ができて、公共の交通事業者も当然これに基づいて、障害者にも一般と同程度の公共交通サービスを提供しなければならない、こういうことになってきた中で、単に交通だけで取り組むということではもはや不可能。国全体としてそういう視点で、障害者の視点で、公共交通をとらえ直さなければならないということでアメリカは始まって、その中でさらには大気の大気清浄法とか、あらゆる環境も含めた公共交通の利用促進、ここに財源が強化をされていく、こういうふうな流れになっているというふうに聞いています。

そういう意味では我が国も交通政策を抜本的に見直して改革をしていく、このことが大切です、総合交通政策として舵を切りかえる、このことが求められているように思うんですが、残念ながら先ほども言いましたが、日本ではいまだに公共交通を含めた全体の交通を社会的コストでとらえて、だれでも、いつでも、どこへでも、安全な快適な移動を保障する、こういう視点での取り組みというのは、まだほとんどされていないのではないかなというふうに思っています。反対に、公共バスに対する補助を減らしていく。今では広域のバスにしか補助対象にしないという、そういう形で減らしているわけですから、世界の流れとは逆行している、こういうふうに思っています。いまだに採算性重視の姿勢が我が国では一貫して強められて、ご存じのとおり市場原理と営利優先が基本になり、規制緩和で安全が損なわれて過日のJRの尼崎事故、ああいう悲劇が生まれている、これが日本の実態だというふうに思っています。

今、住民の足を、住民の移動を守る、このことが国と地方団体の責務、こういう発想が大事ではないかというふうに思ってます。とりわけ2000年に入ってからの本格的になった運輸事業の規制緩和政策、このもとで一層公共交通が経営の悪化や廃止に追い込まれている、どんどんと事業所が廃止せざるを得ない、こういう方向に引き続き進められているわけですから、欧米の流れの環境や、そして福祉、あらゆる面から持続可能な国づくりを進めている、都市づくりを進めている流れとは正反対で、市場原理任せで営利優先、こういうふうな形ではなかなかこの地域では、幾らこの地域だけで頑張ろうとしても困難、生活交通が守り切れないという、そういう切実な思いが多く関係者、行政の中でもあるというふうに思います。こういう中で、与謝野町でも取り組まなければならない現実があるわけですから、なかなか簡単にはいかない、このことは十分理解をしています。

しかし、先ほどもご答弁いただきましたように、多くの町民の切実な願いに、今何とかこたえようと取り組んでいただいています。せっかく取り組むわけですから、この地域交通を今までの流れで取り組むのではなくて、こういう先進国の新しい21世紀の発想に基づいた視点や理念で、ぜひ取り組んでいただきたい、このことについてのお考えを再度お聞きをいたします。

議長（糸井満雄） 太田町長。

あらかじめお願いをいたします。12時をちょっと過ぎると思いますけれども、このまま質問を続行させていただきますので、ご協力のほどをお願いを申し上げます。それではお願いします。

町長（太田貴美） 野村議員さんの2回目のご質問にお答えいたします。

今るるご説明いただきました。非常にそれはまちづくりにとって、大切な視点ではないかというふうに考えておりますし、それらの社会全体、地域全体、この与謝野町全体の中で、足の確保をどうしていくかという、町民を守る1つの方法だというふうに考えております。

そうした中で、今後具体的にどのように進めていくことができるかということについては、また住民の皆さん、委員の皆さん方のご意見を聞きながら進めていきたいというふうに思っておりますが、おっしゃる趣旨としては、全体的な流れの中で進んでいくのではなしに、1つのまちづくりの1視点ということにとらえた考え方をもって、進めてまいりたいというふうに思っております。

議長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村生八） ありがとうございます。

太田町長は野田川町の行政を進めるに当たって、大変福祉や子育てに努力をされまして、子育てするなら野田川町と言われるほど子供の医療費無料化が町の魅力になった。そういう形でのまちづくりに取り組んでいただきました。

また今度は福祉空間ということで施設のようなまちづくり、これが始まるのかなと、これが新たな与謝野町の魅力になるのではないかと期待をしています。そういう意味で、さらにこの福祉空間というこの発想の中に、その中に住民が自由に移動できる、このことが福祉空間の基本に、やはり福祉の一端としても大切な課題ではないかというふうに思っています。

こういう環境負荷が少ない、そういう公共交通体系、これを福祉とともに、まちづくりの大切な1つとして積極的に取り組んでいく。そういう視点を、ぜひ新しい視点として発揮していただきたいというふうに期待をしています。

人々が、みんなが安全で健康に生活できる、こういうまちづくり。そして、そういう交通の実現で自由に移動できる、新しい魅力のある与謝野町、こういう点に進めていただきますよう期待を表明して、私の質問を終わります。

議長（糸井満雄） これで野村生八議員の一般質問を終わります。

ここで昼食休憩に入りたいと思います。

ちょうど今12時1分ほど過ぎましたけれども、これで休憩をいたします。1時30分から再開をいたしますので、よろしく願いいたします。

それでは休憩します。

（休憩 午後0時01分）

（再開 午後1時30分）

議長（糸井満雄） それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、9番、井田義之議員の一般質問を許します。

9番、井田義之議員。

9 番（井田義之） 3月定例会のどんぶりになりました。今から一般質問をやらせていただきたいというふうに思います。実は赤松議員も、きのう、おととい休んで、きょうは張り切って出てくる

と言うておりましたけれども、残念ながら欠席ということのようでございます。

通告に上げておりますように大まかに言うと2件の件について、質問をさせていただきたいというふうに思います。

先ほどからいろんな方々が、子育てに関するような質問をなされました。私も最初に3町が1つになって、幼保のあり方について質問をさせていただきたいというふうに思います。

加悦町には3つの保育所と私立幼稚園がある。それから野田川町には4つの保育所と、それから私立の保育所が1つ、それから幼稚園が1つあると。岩滝町は結局、1つの幼稚園と1つの保育所という状態ではないかなというふうに思うわけですが、設置条例あたりを見ますと、余り細かいことは出てきておりませんが、それぞれが違う運営形態であると。旧野田川町のときにも、私は1地区だけ幼稚園、あとの4地区が保育所ということについて住民の方々からいろいろと、何とかならないかというような意見を伺っておりました。

といいますのは、過日も2人子供さんを連れのお母さんに会いました。1歳と3歳ぐらいかなというふうに私は見とったんですけども、保育料が高くてしょうがないと、何とかならんのかという意見がありました。といいますのは、私が2人もええけども、できたら3人頑張ってつくる方が、夫婦ともに安心して幸せやないかなということを申し上げましたので、そういう返事が返ってきたわけですが、

今のところ本当に保育所に行く人、それから幼稚園に行く人、岩滝の場合には年少が保育所で、年長が幼稚園という形態でありますので、そう大差はないですけれども、今度の与謝野町になりましても、所得が16万円以上になると1歳から2歳が5万円、それから3歳は3万3,000円、それから4歳、5歳は3万円というような数字になっております。2番目は半額というふうになるかもわかりませんが、経費的な親に対する負担、先ほども子育ての中で親の負担のことを言っておられました。私も保育所のこの保育料の高さについては、私自身も経験をいたしましたので本当に何とかならないかなというふうにずっと感じてきておりました。だから何回も、私は質問をさせていただいております。

また、幼稚園につきましても、一応、文部科学省の管轄であるばかりに、一応4時間というような限定があります。ところによってはその補佐をする、補佐をするということは補ういろいろな施策がありますけれども、与謝野町がせっかく1つになって、それが1つになってないという現状を見ると、ぜひとも子育てに励む親、そして与謝野町の子供たちが平等に受ける権利を何とかつけれないかなと。

といいますのは、従来は保育所は、保育に欠ける子供を預かるというのが保育所です。よその保育所はよく知りませんが、旧野田川町の保育所を見る限りにおいては、そういう要件はあってないようなものです。もうほとんどの方が保育所に預けられてる、そして保育を保育所の先生方をお願いをしているというのが現状です。そして、この子育ての件につきましては以前に、先ほど廣野議員がやられてた小学校の統廃合の問題については、教育長にお尋ねいたしました。また、幼保の一元化の問題についても、教育委員長にお尋ねいたしました。そして3回連続になるわけですが、今回、与謝野町のトップであります町長の考え方をお聞かせ願いながら、今後の方策をいい方向にもっていけるような提言ができればなということで、この質問をさせていただいておりますことを、まずもって子供たちが平等に受ける権利があるんだと、親たちも平

等に負担する権利を何とかしていただけないかなというのが、今回のまず趣旨であります。

そういうことを思いながら、いろいろと新聞を2, 3見させていただきましても、認定こども園設置法が成立、幼保一元化という新聞記事もあります。幼稚園と保育所を一元化した総合施設を創設する認定こども園設置法が、これは去年の6月9日、参議院本会議で与党や民主党の賛成多数で決成立、10月9日から実施されると。そして補足説明として、既存の幼稚園と保育所が連携したり、幼稚園に保育サービスを、また保育所に幼稚園の機能を追加する場合も可能だというのが、国会で成立をいたしております。

これにつきましては幼保合体ということで、これが成立しました後になりますけれども、中央教育審議会と社会保障審議会の合同検討会議も、このことを容認するということが新聞に出ております。また、ことしの1月には、やっと国も子育てのことで随分悩んでいただいております。そんな中で保育所、幼稚園、こども園、すべて2人目は半額、3人目は1割、07年度から拡充というようなことを決定いたしております。これはやはり親の負担が多いから。

そこで私が言いたいのは、ここにちゃんと幼稚園、保育所だけでなくこども園も含んでおるといことは、そういう方向に国も動いてきていると。だからそのことをしっかりと担当課あたりも勉強していただいて、そして町長にすべて言うてもなかなか大変だと思いますので、町長にそういう提言をしたり、後ほどまた先進地の例も2, 3つ挙げますが、そういうことをやっていていただきたいなというふうに思います。

これも去年ですけれども、大阪市は全域で幼保一元化導入ということで、大阪市もそういう格好になってきております。過日、京都府も一応、幼稚園と保育所が一体化する認定こども園の認定基準条例を制定いたしました。これはそれぞれの自治体が上手に使うか使わないか。使わなければこの条例は稼働しない、死んでしまう。何のためにこれをやったんだということになってくることを、私は懸念をいたしております。

宮津市も財政のこともあるんかもわかりませんが、小中幼保統廃合を検討というような記事も出てきております。これはやはり廣野議員も言われましたように少子・高齢化の中で、少子対策に真剣に取り組まなければならないということのあらわれではないかなと、財政の問題だけやなしに。そういうことで子供たちが切磋琢磨しながら、やっぱり1クラスが本当に少ないようなクラスであるよりも、そういうことを検討していこうというのが、宮津市の例でないかなというふうに思っておりますので、そんなことを踏まえながら、1回目の答弁をお願いしたいというふうに思います。

次に、野田川、香河川の浚渫ということで質問をさせていただきます。

今回、19年度の農林課の予算の中にも小さい浚渫ですけれども、浚渫が2カ所出ております。農林課に聞きますと、自由処分と言われました。自由処分というのは、道路の草刈りと一緒に業者にしてすべてを任せて、行政は処分する実態については余りかわらないと。一応、申請の中では、どこに捨てるとかいうのは受けておるだろうと思うんですけれども、その後の公害等については全然タッチしてないんじゃないかなというような、私自身は懸念をいたしております。

台風23号で大きな被害が出ました。そういう中で加悦の方々は大変なひどい目に遭われたわけですけれども、そのおかげで野田川地域は幾らか助かったんじゃないかなと、こんなことは言っていないことかどうかわかりませんが、そういう気持ちもしております。

そして12月10日には石川の香河川も、あれは府内では珍しい、川を改良するんじゃないし新しいところに、新しい田んぼを切り開いて河川を竣工していただきました。立派な河川です。そして今は水辺公園をつくらうということで、京都府の方からも見えて、どういう水辺公園がいいのかという意見聴取をやっていただいております。

そこで12月10日に竣工式をされたわけですが、香河川の実態というのは、確かに上の方はそうしてきれいになりました。下の方は早くから工事をしております関係で、台風23号にかかわらず多くの土砂が堆積しております。この間も土木事務所へ行って話をしておりますたら、そうだな、1.5メートルぐらいたまっとるかなということをおっしゃられました。これは1.5メートルというのはどういうことかと言いますと、上の方の川をきれいにしようと思えば、下の容積を確保して、そして上へ上がるわけです。川が2本、3本まとまって流れてくる。そのために下の方は広く、そして深くしなければならぬ。ところが、もうかなり長い距離が詰まっております。そしてそのことを京都府に何とかしてくださいというのを、ずっと野田川町時代から申し上げても、なかなかやっていただけておりません。そこで私が聞いておりますのは、残土捨て場がないんだと。残土捨て場があれば、何とかするんだけどなという話もあります。

野田川改修も一緒です。野田川改修もずっと今、上の方までどんどんできております。けど下の浚渫というのは、あの工事が始まってから1回やっただけです。もう既にかんりの堆積があります。ということは上から流れてきた水を飲めない状態、以前、服部議員が野田川のときに心配しておられましたけれども、かすみ堤防を使って、そこに流さざるを得んだろうと。かすみ堤防を越えて流れるだろう。ところが、かすみ堤防のある地域は被害をこうむられるという状態が起きます。

私はまず1点目は、そういう本当に京都府は残土捨て場がないということによっておられるかどうかということです。といいますのは、例えば道路工事やとか、明石香河線あたり、ああいう土のええものについては京都府が福知山なり舞鶴なり宮津なり、すべてのところを包括しながら、この土はここに持っていき、この土はここに持っていきという割り振りをします。

ただ、悲しいかな河川の残土については、それを喜んで受けてくれるところはありません。それで今現実に、それではどこに世話になつとるんだ言う、久美浜町の民地に世話になつとるのが1つ。それから福知山の長尾に、これは40万立米埋め立てでき地元の協力があってやったわけですが、そこに持ってきておるといのが現状です。だから長尾の現場は、もう既に40万立米が埋めつくされるということで、京都府としては今さらそこに野田川周辺の自然の泥を、持って行くわけにいかないというようなことをおられるやに聞いております。このことが一応真実なのかどうか、これをまず最初にお尋ねいたします。

それから、あと1つは先ほど言いましたいわゆる自由処分、京都府でも香河川改修の残土を持って行くところがなければ、自由処分にしたいというようなことも私は聞かされたこともあります。ただ、あれだけの何万立米という分を自由処分にしようと思うと、とてもやないけどこれがついて回らんと。残土処分を業者に任せるわけですから、とてもやないけどついて回らんとということも言っておられましたけれども、その自由処分について当与謝野町の自由処分というのは、安全かつ的確に処分されておるのかどうか、その点をお尋ねしたいというふうに思います。

それから、勝手に先に進んで申しわけないですが、安心・安全なまちづくりのためにも、

自分たちの町の残土は自分たちの町に、町内に残土処分場を建設することはできないかという質問をさせていただいております。

これにつきましては宮津市も大手川、かなり大きな予算を投入されながら河川改修をやられます。・・・に持って行かれます、それは捨て場所が宮津市で確保されて、ちゃんと確保できております。だからどんどん持って行けるというのが現状です。

本当かどうかは私も確認は取ってないんですけども、旧岩滝町でもそういう計画をされたことがあったというふうにも聞いております。これは本当でなかったらお許し願いたいと思うんですが、計画をされようとしたというのを聞いております。

といいますのは、私は今河川の問題を言いました。だけど土木、水道、下水道、全部泥が出るんです。いい土は先ほど言いましたように受け場所、民間の宅地でもそうですし、そういうところに受けていただけます。ところがあの河川、それこそ先ほど言いました野田川の第1回目の浚渫は道谷の田んぼの方々、今の「しまむら」とかああいうところですね、お世話になって1メートルぐらいずっと上げました、あそこを全部。それで何とか野田川の1回目の浚渫ができた。だけど今あの土を田んぼに持って行って埋めさせてくれ言うても、なかなか埋めさせてもらえないのが現状です。

だから何とか我が町の土は我が町で、また、上から下りてきた土は上に返すという自然の法則に従って、与謝野町で何とかいい手段が取れないかということをお尋ねをいたしまして、1回目の質問を終わらせていただきますので、よろしくお願いたします。

議長（糸井満雄） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 井田議員ご質問の1番目、保育所、幼稚園のあり方についてお答えいたします。

平成18年12月議会で、白杉教育委員長にも保幼一元化の件で一般質問されましたが、国においては昨年10月1日付で認定こども園設置法、正式には就学前の子供に関する教育保育等の総合的な提供の推進に関する法律が施行されました。都道府県の認定により、幼稚園と保育園の認可を持つ保幼連携型や、幼稚園が長時間延長を行う幼稚園型など、ベストなる施設によって教育目標が達成される裁量型の形となっております。

この法律の目的は、急速な少子化の進行、及び家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い、小学校就学前の子供の教育、及び保育に関する需要が多様化してきたことにより、認定こども園にかかる制度を設け、幼稚園及び保育所における小学校就学前の子供に対する教育及び保育、そして保護者に対する子育ての総合的な提供を推進するための措置というふうに理解をしております。

幼保一元化の背景は、家庭や地域の教育力が低下していることや、社会全体としての子供の育成の視点が必ずしも十分でなかったことが上げられます。幼児期から心の教育として、遊びを通じて人への信頼感、さまざまな感情体験、道徳性の芽生えを育むことが重要となってきております。

もう1つのねらいは、スケールメリットを追求した合理化、すなわちコストの削減があります。昨年実施いたしました与謝野町総合計画策定にかかるまちづくりアンケートの中で、今後、特に力を入れるべき施策はどれかという質問に対しまして、保育サービスや子育て支援の充実という項目が26.6%ありました。特に30歳代は61.3%と高い回答が出ております。総合計画

審議会の中でも、当然この問題については議論されることと思いますが、子供の発達は就学前教育、保育から小学校教育への連携が、重要な課題となっております。子供の視点に立ち、福祉、教育という縦割り行政を越えた連携、さらに児童虐待、育児不安、特別な配慮を要する子供への教育、保育への対応も求められております。

こうした緊急課題も含めた中で保護者の皆様のご意見も踏まえて、今後の保育所、幼稚園のあり方を検討していきたいというように考えております。

次に、野田川、香河川の浚渫についてお答えいたします。

まず、上流部の各河川の工事実施状況について簡単に説明させていただきたいというふうに思います。

初めに野田川でございますが、一昨年台風23号の災害復旧とあわせて災害復旧助成事業で、桜内橋までが平成19年度に完成予定であり、引き続き上流に向かい改修要望を、地元役員の皆様とともに行っていきたいというふうに思います。

また、支川の方の改修でございますが、香河川については井田議員さんもお承知のとおり、今年度に改修しておりますし、岩屋川、加悦奥川についても、改修に向けて用地交渉を実施しているところでございます。

以上の工事の実施等に伴い、確かに下流部へ土砂が流出してきておりますが、河川改修の断面を決定する上で、橋脚等の障害物を河川断面の5%以内は認めており、その程度は断面的に余裕があるということでございます。つまり下流部において異常堆積があれば、直ちに浚渫が実施されますし、通常の堆積程度では余裕断面内に堆積したとみなし、状況を確認するととどまります。

事実、一昨年台風23号の襲来時には、京都府の各管理河川において異常堆積が多数発生し、野田川や香河川等において浚渫を実施していただいております。また、井堰部分については構造上、土砂がたまりやすいので毎年浚渫を実施していただいております。

なお、京都府も残土処分場の確保には苦慮をされており、町から浚渫の要望をするのであれば、何とか残土処分場を確保してもらいたいと言われております。つまり処分場が近くにあれば、処理できる土量に大きく影響を及ぼすということでございます。

最後に、公共工事の残土処分の考え方でございますが、多量の残土が発生する場合は、建設発生土情報交換システムを運用するなどして、府県を越えて残土処分地を探すなど必ず指定処分としておりますが、少量の残土が発生する場合は、各請負業者で処理していただく自由処分としております。実際のところ、町としても残土処分には苦慮しておりまして、先ほど旧岩達町には町営の残土処分場があったようですが、そこも既に満杯となっており、公営の残土処分場はない状況でございます。

井田議員が言われますように公共事業の推進や経費の軽減を図るため、町内で適地がありましたら京都府とも協議をし、前向きに考えてまいりたいというふうに思いますので、情報提供をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 2回目の質問をさせていただきます。

先ほど言いました、ちょっとこういう格好でやっておられるという幼保の問題、経済的だとか、スケールメリットだとかいうこともあるかもわからないのですけれども、前回のときにもちらっと

言いかけて途中になってしまった点があります。

岡山県に吉備中央町というのがありますが、前にも言わせていただきました。2つの町が合併されました。賀陽町と加茂川町、そして片方の町は保育所のみ、片方の町は幼稚園のみという、そういう町だったんですね。そこで合併協議の中で新町になったんだからということで、これは財政的な負担もかなりあっただろうと思うんだけども苦肉の策を取られました。一応3歳未満は先ほど言うた16万円以上だと4万2,700円という、3歳児未満はそういうのを残しておられましたけれども、3歳児以上、いわゆる幼稚園が受け入れる年齢になったら、保育所の上限が1万3,000円、幼稚園は4,500円。そして幼稚園は延長保育をしなければならないということで、延長保育料を4,000円。そして2町のバランスをとって、それぞれの町の子供を育てる親たちの負担を、同じように税金を払うんですから平等にもっていった町があります。この辺はやはり参考に、勉強でもしていただけたらいいかなというふうに思います。

それから、これも野田川町のときに言いましたけれども、山口県の豊浦町ではずっと前からですけれども、保育所が高いという問題点を解決するために保育料を3分の1にしたと。というのは、3歳児未満が7万5,000円が上限であったものを2万5,000円に引き下げた。そして、その町は少子化対策をつくる福祉のまちづくりの1つの原点でもありますし、町から人が出て行かない。逆に言えばよその町の人に来てくれるという町を立ち上げて、それでやっと国でもさっき言いましたように、第2子、第3子の負担を低くしておりますけれども、この豊浦町では2002年なんですけれども、もう第1子が幼稚園であろうが保育所であろうが関係なしに、第2子は半額、第3子は全額免除。第3子は、今度は国の方針は1割ですけれども、この豊浦町では全額免除というような思い切った施策をとって対外的にアピールをしながら、1つでも人口をふやそうという施策がなされております。ここらあたりもぜひとも参考にしながら、今後協議をしていただけたらありがたいかなというふうに思います。

近いところでは綾部市があります。綾部は幼稚園、ちょっと変わった格好の形態なんで、あくまでもこれは金額だけしか私は言いませんけれども、綾部の場合には、結局、保育時間も9段階あります。4時間、5時間、5時間、6時間、8時間、9時間、9時間、10時間、11時間、12時間、最高は12時間。朝の7時から晩の7時まで。その中で親の働く都合もあるでしょうし、また子供たちのいろんな事情もあるでしょう。そういうことを踏まえてしっかりと選択をして、うちの子はこれで世話になりたいということをやっておられます。これ4時間という設定がありますのは、恐らく幼稚園のことも考えられて、こういう4時間という設定をされたんだろうと思います。8時間、9時間、10時間、11時間、12時間と、いろいろな選択肢を設けてやっておられます。

これは前にも言いましたけれども、東京の千代田区は全国に先駆けてこういうことをやられました。これは東京の千代田区の場合には、いうなれば子供たちを預かる施設がないというのが出発点でした。もう預かってくれるより子供がもうふえ過ぎて、もう幼稚園や保育所に行かれんというのが出発点ですけれども、今、綾部でやっておられるような方法を千代田区はしっかりと条例で決めて、これは特区申請もなされたと思います、やっておられると思います。

ただ、私も質問の要旨の中に、特区申請も視野に入れと書きましたけれども、今の状態を総合的に把握した場合には、特区申請は要らないんじゃないかなと。幼稚園の施設を保育所に併用して

もええと、保育所の施設を幼稚園に併用してもええという状態です。前に教育委員長に質問させていただいたときに、課を越えたというのか、そういう文部科学省と厚生労働省の枠を越えた検討を必要かもわからんというような答弁をいただきました。

今、国の中で、縦割り行政の一番悪い例がこれなんですね、子育て。縦割り行政、文部科学省と厚生労働省のいがみ合い、これが一番悪い。こんなもんは早いこと打破してしもらって、これは地方がやったら国は勝手に動くんです。今、国は動きかけてます。そういうことを私はどんどんとやっていただきたいなと思います。

そうしないと一番最初に私は言いました、もう1人くらい何とか頑張ったらどうですかと。その奥さんはまじめに言われました。保育料が高いで、もう3人もつくれんと思うとるんですと、3人もよう守りせんと思うとるんですよ。確かに1歳、3歳、与謝野町でそこその所得があったら、何ぼ第2子が半額でも高いですわね、そういう負担を感じておられるんです。

そやから前にも教育委員会の方からの答弁の中では選択肢があると、何も三河内の方が保育所へ行けんことはない、石川の者が幼稚園に行けんことないと、そういう選択肢もあると言ってきました。だけど実際にその地域に入ったときに、そんな選択肢を取れる人というのはごくわずかです、通勤がそういう場所だとか。大抵もうそこで皆、その地域に少々高うても無理をしながら預けておられます。

といいますのは、はっきりと申し上げて与謝野町の保育所は高いからかどうかわかりませんが、でも、暁星幼稚園にも結構行かれます。それはそれでそれぞれの思いがあって、私は結構だと思えます。だけどそういうことがすべてのことに、1年生になったときにその子供が、ほかの子は全部同じクラスになるのに、その子だけが友達を知らない中で1年生になると。半年ですけど、半年したらもう慣れますけども、そういう状態もあるということは、しっかりと検討材料の中に入れていただけたらありがたいなということをお願いしておきます。

それから残土処分場、岩滝町にあったと言われました。私はやはりこれから5%の云々ということがありましたけれども、下はもう流れる方がいいんです。ただ、阿蘇海のこともありますので、すべてをせないかんとは私はなかなか言いにくいんですけども、今の予定では一番上まで上がって、一応、野田川改修に目鼻がついた段階で下側から本掘削するというような形ですか、多分、そんなような計画になつとるんじゃないかなというふうに思います。それで途中でやかましゅう言うたときにはしてくれませう。だけど、やかましゅう言うてもしてくれないのは、残土処分場を何とかありまへんかいなというのが京都府の要望です。

私は残土処分場をただでつくれなんていう考え方は持っておりません。例えば3億円の金かけて福知山の長尾のような40万立米、埋める谷、これは財産区の谷だとか、町の一応保有しておられる土地だとか、そういうところを選びながら下の方だけ堰堤をして、あとは整形で上がっていく。大江山の普甲峠の宮津市がやっておるのは、ほとんど整形で上がってきています。あと残土を捨ててからの整形が上がってきています。そういう方法をとって、そして京都府も、もし残土処分場ができたなら野田川改修、香河川改修の浚渫の土は金を払いますと。そうでしょう、課長、金を払いますと言っております。そうすると例えば3億円かけても何年後では、それはペイできるような単価を京都府と交渉すると。そして町長は今回の予算編成の中でも言うておられる、やっぱり安心な町、安全な町、これをつくるにはぜひとも必要じゃないかなというふうに思っ

おります。

といいますのは、恥ずかしいことを申し上げますけれども香河川周辺、いわゆる常習の浸水地帯です。あるとき、こんなことがありました。香河川が氾濫する、道路の反対側の道が土のうを積みました、ダァーッと、自分とこへ水が入ってこんように。その分はこっちに流れるわけですね、今度は、土のうを積んでない方に。けんかが起きました。そういう状態があるから香河川の竣工式が済んでも、井田議員さんちょっと来いと言うて呼ばれます。また、京都府に手紙を出される方もあります。せめて私は今の改良の計画はそれでやっていただくと、そうしなければ困りますということを申し上げておきます。

ただ、香河川の下の状態、野田川の下の状態を見ると、本当にこれでいいのかなというような大変な危惧を持っております。今後、そういうことがいっぱい起きるわけですから。先ほど町長が言っていただきました、できるだけそういうことも検討せなさいかなということと言っていただきました。ぜひとも早く検討をしていただいて、安全なまちづくりになることを祈りたいなというふうに思っておりますので、同じような答弁になるかもわかりませんが、再度お願いをいたします。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） この幼保一元化の件ですけれども、何度も私自身も申し上げてますように、私自身の経験の中でも、昔々の話ですから、もう今から40年近く前ですか、子供たちを預ける場所がなくて、結局、私立の教会の中で保育所をしたところに、午前中は幼稚園のカリキュラム、お昼からは一時預かりのような形で保育所という。これは私立だからできたんでしょうけど、そういうものがこの地域にもあればいいなというふうには考えておりました。

しかしここへきまして、3つの町が1つになったわけですから、どこの地域にもそういうものをとということについては、やはりなかなかその土地その土地のいろんな事情がありますので、無理だろうというふうには思いますけれども、これも子供たちを安全に預かる1つの方法として、そうした形のものがあればいいのかなというふうにも考えております。

先ほども出ておりましたように、三河内の幼稚園にほかの者が行ったらいかんということではないんで、やはりそうした何もかにも安くて、なおかつ長時間預かってもらって、なおかつ子供の教育もちゃんとしてもらってというような要望には、なかなかこたえ切れないというのが本当のところですし、やはり何らかの形で親も協力していただくという格好をとらざるを得ないのかなというふうに思いますのと。

それから驚きましたのは、今度新しい町になって結構、私立のそうした子育て支援をしている、預かりをしているところも各地区いろいろとありました。ですから、やっぱりそういう民間の方の力も借りるというのも、1つの大きな方法ではないかというふうに思いますし、それらも含めて今後のどういう受け皿をつくっていけばいいのかということも、子育ての面からもそうした福祉空間をつくる中の1つの空間でございますので、与謝野町全体の中でどういう形がいいのかということも、あわせて考えていくようなことをしていかなければならないなというふうに、改めて感じているところでございます。それらにつきましても学校の統廃合等も含めた中で、一定の答えを出すようなそうした委員会等の中で、検討をしていただけたらというふうに考えております。

それから浚渫の残土捨て場ですけれども、大きい工事になりますと、やはり京都府も気をもんで、阿蘇シーサイドパークの一部も、そういう土を置く残土が置かれているのではないかなと。ちょっと私自身ははっきり、建設課長の方がよく知ってるかと思えますけれども、そういうふうなことも聞いたことがありますし、やはり与謝野町でそういう残土を処理する、あるいは置いておく場所というものも、今後必要になるだろうというふうに思っていますので、それらについても今後の課題として、十分協議をしていきたいというふうに思っておりますので、またいろんな情報をお聞かせいただけたらと思います。

以上で、答弁を終わります。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） どうもありがとうございました。できるだけ前向きに取り組んでいただけたらなというふうに思います。みなほかの議員さんもそうですし、私も金の要ることばかり言いました。

ただ、特に幼保の問題については、今、私も国の予算が何%、エンゼルプランに何%入っとるかちょっと把握してないんで、先ほど浪江議員から700万円ぐらいまた・・・。エンゼルプランが余りにも少ないんで、それでやっぱり子育てに、もっともっと金を入れるべき違うかなというようなことを思いましたので、そういうことを言っております。

それから香河川の件につきましても、本当に現地をしっかりと見ていただけたら、かなりの危険だということを感じておられる方がたくさんあるということだけ申し添えて、本日の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

議 長（糸井満雄） 冒頭、報告いたしましたように、この次に赤松議員の一般質問を予定しておりますけれども、病気のため欠席されておりますので、取り下げとなりました。

したがって、以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をします。

あすも一般質問を予定しておりましたが、本日全部終了しましたので、3月15日は休会いたします。

次回は3月16日午前9時30分から開議しますのでご参集ください。

ご苦労さまでございました。

なお本日、この後休憩後、30分から議会運営委員会の開催が予定されておりますので、議運の皆さんにつきましては、お残りいただきまして参集願いたいと思います。

本日は大変ご苦労さまでございました。

（散会 午後2時10分）